

平成 29 年度青森県 U I J ターン還流促進交通費助成

青森県内で就職活動等を行う際の移動にかかる交通費を助成します。

青森県では、青森県内企業の人財確保と県外大学生等や転職希望者の U I J ターン就職の促進により、本県への移住と人財の還流・定着を図るため、県内企業がインターンシップ等を実施する際の受入体制の整備を促進することとしています。

このため、県外大学生等及び転職希望者が県内での就職活動等やインターンシップ参加のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する旅費について、平成 29 年度予算の範囲内において、県内企業を通じて助成します。

助成対象者（誰が助成金をもらえますか？）

県外大学生等及び転職希望者であって、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する方（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団に関与していない者）が対象となります。

助成対象経費（どんな場合に助成金がもらえますか？）

平成 29 年度に、県外大学生等及び転職希望者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した旅費。

- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する。
- ② 県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受ける。
- ③ 県内企業が県内で実施するインターンシップに参加する。

助成金額（もらえる助成金はどれくらいですか？）

県外大学生及び転職希望者 1 人につき、上記の県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した旅費の 2 分の 1 に相当する額を、17,000 円を上限として助成します。

申請方法等（どうやって申請するのですか？）

申請方法：県外大学生等及び転職希望者が就職活動等を行った県内企業を通じて、青森県 U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局（委託事業者：NPO 法人あおもり IT 活用サポートセンター内）へ申請してください。

申請期限：平成 30 年 3 月 9 日（金）※申請は随時受け付けます。

※予算がなくなり次第終了します。

<お問い合わせ先>

青森県商工労働部 労政・能力開発課 就業支援グループ

T E L : 017-734-9398 F A X : 017-734-8117

申請の流れ（イメージ）

別途お示しする助成金申請書に必要な事項を記入し、交通費の額を証明できる書類を添付の上、提出してください。

①企業が申請書入手し、県外大学生等に配布

※県庁ホームページでダウンロードできます。



http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/29kotsuhijosei_boshu.html

②県外大学生等に対する面接、説明会、インターンシップを実施



③県外大学生等が申請書を企業に提出・並びに「あおり U ターン就職支援センター」に求職登録

※交通費の金額が確認できる書類を申請書に添付してください。



「あおり U ターン就職支援センター」求職登録

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/a-tokyo/aomoriuta-nnsyuushokusiennsennta-00.html>

④企業が申請書を青森県 U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局へ提出

〒036-8035 弘前市百石町 38-1
NPO 法人あおり IT 活用サポートセンター内
「青森県 U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局」あて



⑤事務局が申請内容を確認の上、企業へ助成金を振込

次の点にご留意ください。

- ①県外大学生等及び転職希望者が、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとします。
- ②平成 29 年 6 月 1 日以降に面接等を実施した県内企業が県外大学生等及び転職希望者に対して、既に交通費を支給した場合は、県内企業が支給したその経費の一部を助成します。
- ③国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、助成経費対象外とします。